

議会改革推進特別委員会

令和7年6月24日

内容

- | | | | |
|----|--|---|---------------|
| 01 | 経過報告
ハラスメントの実態調査の結果
と今後の対応案 | … | オンライン委員会検討分科会 |
| 02 | 経過報告
通年会期制度に関する意見集約
の結果と制度案について | … | 通年会期制導入検討分科会 |
| 03 | 経過報告
議会基本条例の検証(議決事件、
交流及び議会図書室に関する条
文)と今後の対応案について | … | 議会基本条例等検討分科会 |

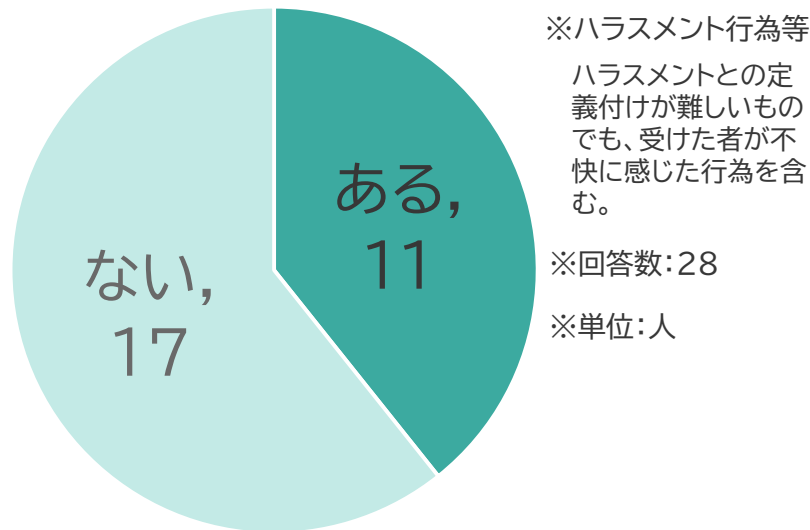
上越市議会ハラスメント実態調査の結果について

- 回答数 … 28／32
- 集 計 … 事務局において、個人を特定できるおそれのある情報を除外した上で、グラフや表などの形式に整理
- 分 析 … 分科会において、集計結果を確認しながら、現状を分析するとともに、必要な対策を検討

実態調査の結果 ～自らが受けたハラスメントについて～

オンライン委員会検討分科会

Q 1 あなたは、他の上越市議会議員からハラスメント行為等を受けたことがありますか。



Q 4 ハラスメント行為等を受けた際、誰かに相談や対応の依頼をしましたか。 ※回答数:11

相談をした ↓ Q5へ **1**人 相談をしなかった → Q6へ **10**人

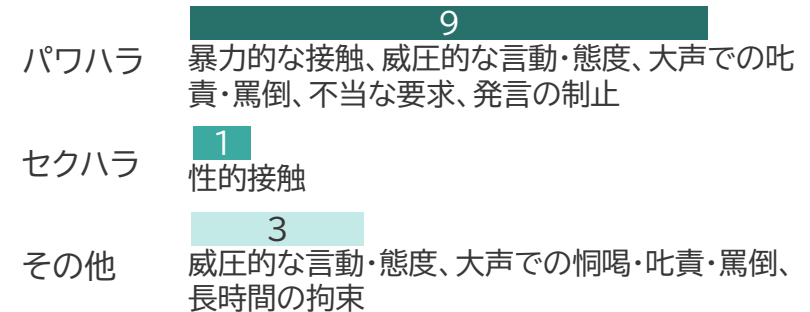
Q 5 どういった業種の人、または、団体・機関にハラスメントの相談等を行いましたか。

※回答数:1
同じ会派の代表 **1**人

Q 2 そのハラスメント行為等は、誰が行いましたか。 ※回答数:11 ※複数回答あり ※単位:人



Q 3 どのようなハラスメント行為等がありましたか。 ※回答数:11 ※複数回答あり ※単位:人



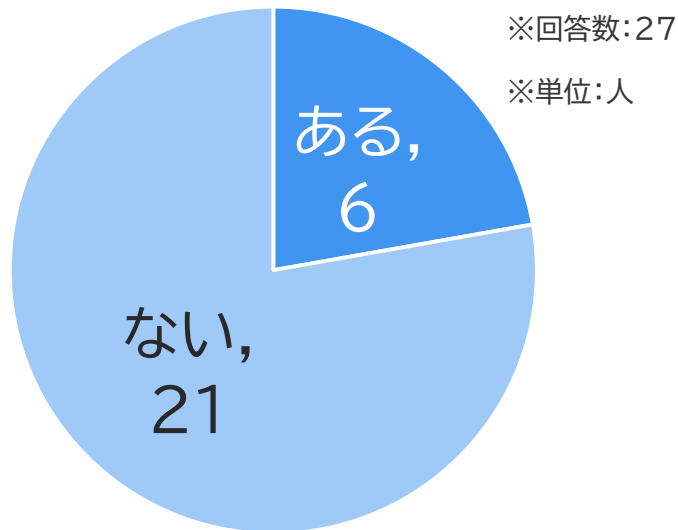
Q 6 なぜ、ハラスメントの相談等を行わなかったのか理由を教えてください。 ※回答数:10 ※複数回答あり

諦めた	8人	- 訴える程のことではないと思った - 言っても変わらない - 自己完結した。反面教師とした - 解決は難しいと考えた - 現場に他の人もいたが、大事と捉えていなかった
対応部署がない	2人	- 相談先にふさわしい人物と担当部署がなかった - 相談先があるわけで無くただ不愉快
恐怖	1人	怖くて誰にも言えなかった

実態調査の結果 ～見聞きしたハラスメントについて～

オンライン委員会検討分科会

Q7 上越市議会において、議員間でハラスメント行為等を見聞きしたことがありますか。



Q10 その方は、誰かに相談や対応の依頼をしていましたか。

※回答数:6

相談をしていた
→Q11へ 2人

相談をしていなかった
→Q12へ 4人

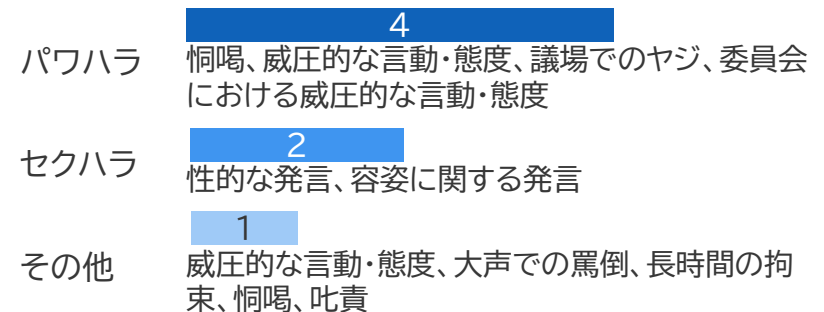
Q8 それは、誰から誰へのハラスメントでしたか。

※回答数:6 ※複数回答あり ※単位:人



Q9 どのようなハラスメントを見聞きしましたか。

※回答数:6 ※複数回答あり ※単位:人



Q11 どういった業種の人、または、団体・機関にハラスメントの相談等をしていましたか。

※回答数:2

同僚の議員 2人

Q12 なぜ、ハラスメントの相談等を行わなかったのか理由を教えてください。

※回答数:4

- 相談する人、部署等がなかった。1人
- 理由を聞いていない。3人

実態調査の結果 ～ハラスメントに関する所感について～

オンライン委員会検討分科会

Q13 ハラスメントに関する研修を受けた所感を教えてください。 ※回答者:24人 ※複数趣旨が含まれる回答あり

1	世代間の考え方の違いと時代の変化	2人	- ハラスメントに関する考え方は、年代などによっても大きな差があると思う。嫌な思いをしても受け流すことが社会人としてよしとされた時代もあったと思う。 - 時代に議会が追いついていない。
2	相談窓口や条例の必要性	6人	- 相談できる場所がある、そういうことが大事なのだと学びました。 - ハラスメントを受けた場合の相談できる機関が必要だと思う。 - ハラスメント条例を作るべきである - 自分の認識とは別にハラスメントは発生していると思うので、何らかの相談窓口が先ず必要なのではないかと思いました。 - 重要なことであり、先進的な条例として上越市議会を作るべきである。理念条例では駄目である。 - 相談窓口が必要かなと思う
3	個人の認識と意識向上の重要性	8人	- 意識づけのためにも定期的なハラスメント勉強会などが必要だと感じました。 - 多くの人との関わりを持つ仕事で、日ごろから気を使わなければならない。 - 定期的に研修を行なって各自の自覚を維持していくことと、日常の人間関係及び信頼関係の構築が大切と考える。 - 非常に参考になった。議会としても前向きに取り組むべきだと感じた。 - 必要な取り組みだと思います。
4	ハラスメントの定義と客観性の必要性	4人	- こういった言動がハラスメントに抵触するか分からない。ハラスメントの定義が今一分からない。議員の言動が萎縮してしまうのではないか - ハラスメントの考え方はある程度承知していたつもりであったが、本人の受け止め方次第でハラスメントになったりするなど、対応の難しさを感じた。 - 人により受け取り方が違うので難しいと感じる。
5	その他の意見	7人	- 欠席して受講できなかった - 研修は良い機会となった。ハラスメントへの理解や認識が深まった。 - ハラスメント行為に第三者が気づくのは容易でないということを感じた。

実態調査の結果 ～ハラスメントに関する所感について～

オンライン委員会検討分科会

Q14 上越市議会においてハラスメントの予防のために必要なことはどのようなことだと思いますか。 ※回答者:26人 ※複数趣旨が含まれる回答あり

1	個人の意識向上	5人	・ お互いに相手を尊重する気持ちを持てるために自分を律する ・ ハラスメントになりうる行為を認識し、その言動を控えることだと思う。 ・ ハラスメントに対する認識の強化が第一 ・ 言葉を選んで発言しなければならない。もう少し知見を広めないと駄目だと感じた。
2	個人の責任と倫理	4人	・ 1人ひとりが言葉に責任をもつこと。 ・ 議員としての自覚を失わないこと。 ・ 議員本人の自覚した行動しかないと思います。うるさいと思う人がいますがそれは個性ですよ。
3	コミュニケーションの改善	3人	・ ハラスメントを理解して相手が嫌だと思うような言動をしない。また相手に不快なく、コミュニケーションを取ることで回避できることは多い。まずは理解、認識と思う。 ・ 議員同士のコミュニケーション、対話
4	相談窓口の設置	2人	・ まずは、不安に思うことを相談できる窓口の設置が必要と思います。 ・ 相談窓口
5	研修と教育の強化	8人	・ ハラスメントに対する意識を変える為の研修会を繰り返し実施すること。 ・ 意識づけのための定期的な勉強会 ・ 議員間での意思疎通を図る学習会などの開催 ・ 必要に応じて種類ごとの研修等が必要に思う。
6	制度と環境の整備	4人	・ 議員倫理条例の制定と速やかな施行 ・ ハラスメント条例を作るべきである。
7	その他	3人	・ ハラスメント防止に意欲をもつ方々には申し訳ないが、人間としての品格の問題なのでこれと言って予防に効き目のある事はあるのか？ ・ 自分のことだけと捉えず、気づいたらすぐ当事者に伝えること。上越市議会をチームとして考える。 ・ 職員へのアンケートや議員から職員に対するアンケートもやるべき

実態調査の結果 ～ハラスメントに関する所感について～

オンライン委員会検討分科会

Q15 上越市議会においてハラスメントが発生した場合に、あれば望ましいと思う対応や制度があれば教えてください。 ※回答者:25人 ※複数趣旨が含まれる回答あり

1	相談体制の整備	16人	- 相談体制:弁護士・ハラスメントの専門家を各1名を相談員として指名する。 - 専門家のアドバイスが受けられる仕組み。 - ハラスメントが発生した場合に相談できる機関 - 相談先が明確になってほしい。 - 相談や通報を受ける体制 - 第三者相談窓口 議会事務局による相談窓口
2	調査と公平な判断	10人	- 調査体制:初期対応・調査の監視⇒判断基準の線引き - ハラスメント調査会:弁護士・大学教授(公共政策分野)・元裁判官で構成(3～5名) - 公平に判断できる委員会等の組織の設置 - 調停機関やひどいときは調査委員会等
3	条例やガイドラインの制定	5人	- 条例制定時:より詳細な運用マニュアルを作ること(一例:聞き取りの手順など) - 市議会独自のガイドライン - 議員倫理条例の制定と施行
4	プライバシーの保護	2人	- 人数が限定された中で、少しの動きも耳に入ってくるのが現状である。プライバシーがしっかり保護できる相談機関があれば望ましい。 - 守秘義務:相談・調査に関与したものは、厳格な守秘義務を負う・漏洩時には、罰則対象になる。 - 非公開原則:被害者、加害者の双方の意見陳述の機会・審査報告の扱い注意喚起・中止命令・勧告(公表を含む)などの段階的な措置
5	透明性・説明責任	2人	- 透明性と公平性:記録し検証可能とする・市民への議会への説明責任 - 内部通報システムが必要
6	その他	2人	- 現法制化では法廷による対応となるが、現にハラスメントが起きているならまだしも、こう言う事を議論する必要があるか。争いを助長することとなるのではないか。 - 職員や市民もチェックできるWebサイトとかあったらいい。

実態調査の結果 ～ハラスメントに関する所感について～

オンライン委員会検討分科会

Q16 ハラスメントについて意見等があれば自由に記入してください。※回答者:17人 ※複数趣旨が含まれる回答あり

1	信頼関係と相互尊重	4人	・ お互いに相手との信頼関係を築く、関係性を強めることに努力する ・ 心身のストレスが軽減され、パフォーマンスが上がれば本来議論すべき目的や内容に集中できると思う。相手へのリスペクトを持つことでパワハラやセクハラは十分に回避できると思う。議員の資質にかかる大事な案件である。 ・ ハラスメントを気にするばかりだと何も出来ないし、物事が進まない。従って普段から信頼関係の構築に努めることが大切だと思う。
2	条例等の整備	4人	・ しっかりとした条例があれば、抑止力になり、普段の議員活動にも市民から選ばれた人として、自覚を持ち、責任ある行動ををすると思う。 ・ 工夫し、継続した取り組みが必要 ・ 文化というかある種否定されなかった部分がかったような気がするので、自身の中で気づかない部分があるのかもしれないので、救済や相談の場が早めに設置されるべきではないかと思う
3	教育と研修	3人	・ 四年ごとにハラスメント研修を行う必要がある。 ・ 議員の資質向上が必要である。 ・ 「弱い物いじめはみっともないこと」と教えてくれる人が必要
4	個別の認識と対応	2人	・ ハラスメントと捉えられる可能性のある言動をさせない、許さない環境を作っていくことも必要だと思う。 ・ 時代錯誤意識な認識をやめていただきたい。
5	議員の資質と倫理	3人	・ 議員の資質にかかる大事な案件である。 ・ 最高倫理者の議員ばかりであると良い。
6	その他	5人	・ ハラスメントも重要だが、市民が望むところはそこが最重要ではないと感じている。 ・ 議員から市職員(理事者側)へのハラスメントも多いのではないかな。 ・ これによって被害者・加害者になった場合、将来が不安である。 ・ 特に意見はない

現状分析

① アンケートの結果から読み取れる事項

- ・ ハラスメントを受けた人数が一定数おり、ハラスメント事案は現在進行で生じている
- ・ 種別は主としてパワハラで、相談窓口がないため、ハラスメントが起きても対応できない
- ・ 議員としての倫理や意識の改革を図り、議会として対応する体制を整備することにより、ハラスメントを抑止し、議論に集中できる環境の整備を望む意見が多数を占める

② 分科会での委員の意見

- ・ 個人のモラル・認識、②研修・相談窓口、③今回の改革でどこまで対応するか、④市民に説明する場をしっかりと整えることが4つの柱として重要であると考える。
- ・ ハラスメントに対する抑止力を重要視する観点からは、条例の制定が非常に重要である。
- ・ 弁護士による相談窓口の設置が必要である。

今後の対応案

① 対応方針

- ・ ハラスメント事案は現在進行であり、早急に相談窓口の設置等の対応に着手する。職員に対するアンケートなどは今後実施し、段階的にハラスメント事案に対応していく。

② 対応案

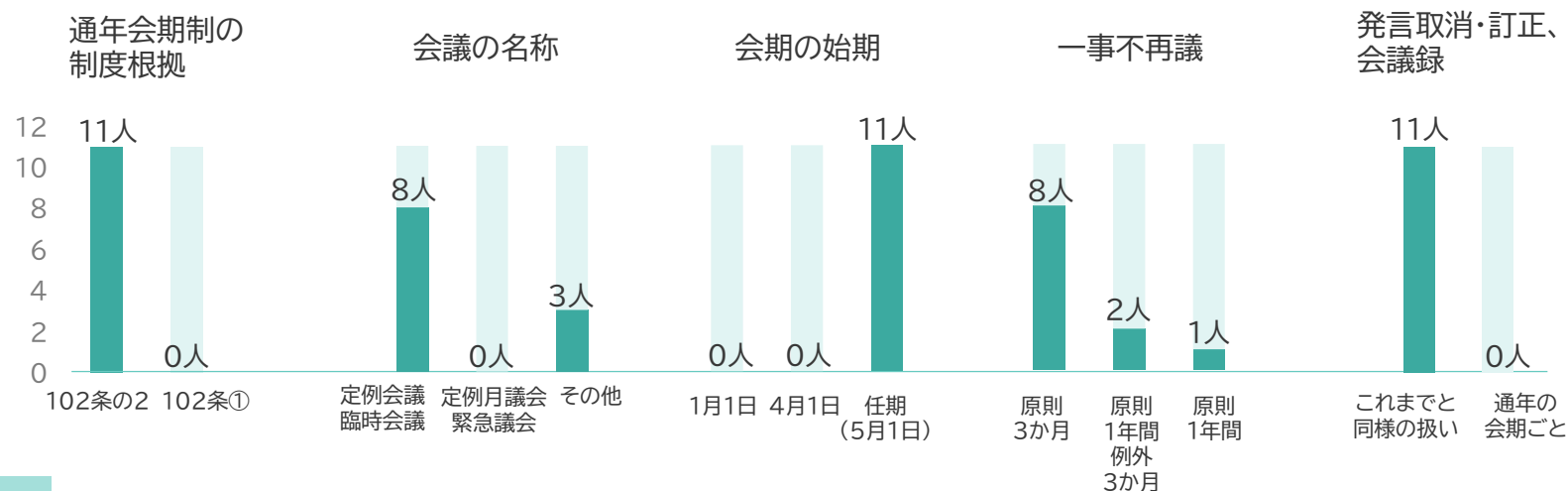
A案 令和8年度から相談窓口を設置する。当面はガイドラインを作成し、対応する

B案 令和8年度から相談窓口を設置するとともに、同年度施行の防止条例を制定する

意見集約の結果 ～通年の会期に関する論点について～

通年会期制導入検討分科会

01 集計結果



02 意見・質問等一覧

制度根拠関係	通年会期制を取り入れるのであれば、そのための規定を活用すべき。実質的に約4年間通しての会期になり、空白を生むおそれがないこの方法が然るべきと考える
会議の名称関係	- 上越市らしい「3月桜議会、6月ハス議会、9月義の心議会、12月レルヒ議会」その他は「緊急議会」 - 上越市議会3月会議や7月会議など定例や臨時会議の名称を使わず月で統一する - 会議の名称はどちらでもいいが、通年会期制の名称は議員を目指そうとする人たちにとって、ずっと議会をやっているイメージが伝わる懸念があるので、通年会期制の名称の使用は検討すべき
会期の始期関係	- いつを始期にしても実質的に大きな違いはないと考えるので、こだわらない - 議会解散があった場合はどうなるのか
一事不再議関係	- 基本的に現状を同じにすべきであり、1年間縛ることは状況の変化に対応できないこともあり、ふさわしくない。また、条例の改正をしないと、「同一会期中」が実態と合わなくなると考える - 柏崎市と会津若松市を両方採用した上越モデルは出来ないものか

意見集約の結果 ～通年の会期に関する論点について～

通年会期制導入検討分科会

03 質問と回答

Q 1 【会期の始期関係】議会解散があった場合、会期はどうなるか

A 1 次のように、法律の規定により会期は終了する

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
会期					会期Ⅰ（5/20開始～翌年4/30終了）							
	会期Ⅰ				会期Ⅱ（5/1開始～翌年4/30終了）							
	会期Ⅱ				会期Ⅲ（5/1開始～8/末解散）				選挙	会期Ⅰ		
	（11月ごろ～翌年4/30終了）				会期Ⅱ（5/1開始～翌年4/30終了）							
	地方自治法102条の2③				地方自治法102条の2④							
	議会が解散したときは、会期は解散の日に終了				会期は、解散後の招集日から条例の日の前日（4/30）まで							

Q 2 【一事不再議関係】柏崎市と会津若松市を両方採用した上越モデルはできないか

A 2 可能であるが、屋上屋を架すような取扱いとなるため、両方採用する必要性はあまりない

柏崎市	第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。<u>ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。</u>
会津若松市	第17条 議会で議決された事件については、<u>同一会議期間中(臨時会の場合は同一会期中)</u>は再び提出することができない。

意見集約の結果 ～通年の会期に関する論点について～

通年会期制導入検討分科会

04 意見が分かれた論点について

0 1 会議の名称

	定例会に相当	臨時会に相当
A案	令和●年第●回(●月)上越市議会定例会議	令和●年第●回(●月)上越市議会臨時会議
B案	令和●年3月桜議会、6月ハス議会、9月義の心議会、12月レルヒ議会	令和●年●月緊急議会
C案	令和●年第●回●月議会（定例会と臨時会を区別しない）	

0 2 一事不再議

	内容	メリット・デメリット等
A案	否決された議案は、同一の「会議」で提案・発議できない。次回の「会議」では、再度提案・発議ができる。	【メリット】 ・柔軟な意思決定が可能となる
B案	否決された議案は、原則、同一の「会期」中に提案・発議できないが、例外的な事情の変更が認められる場合は、提案・発議できる。	【デメリット】 ・定例会ごとに、再提案・発議をする期間が異なる ・事情の変更を認定する手間が生じる

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
会期												
	会期				会期（5/1開始～翌年4/30終了）							

意見集約の結果 ～一般質問・総括質疑に関する論点について～

通年会期制導入検討分科会

05 委員会の審査と一般質問の先後

議案審査又は一般質問のいずれを重要視しているかで意見が分かれたほか、一般質問のあり方の検討の必要性にも言及があった。日程の検討を中心とした通年会期の導入における議論では結論を導くことが困難であるため、現状どおりとし、議論を次の議会改革に引き継ぐ

委員の意見	委員会が先	一般質問が先
このままで良い。委員会の中である程度の答えが出た場合は、それを元に視点を変えて深い議論が市長とできるのではないかと。	○	
委員会審査を重要視するのであれば、一般質問を委員会の前にやる方がいいと思う。		○
委員会審査後がより深い議論ができる。	○	
一般質問は委員会審査前に行った方がよい。時間が制約されているので時間オーバーで出来ない分、委員会でも出来るから。		○
一般質問は提案された議案から独立した案件について質問することになるので、変更しても大きな支障は生じない。他の自治体では一般質問を先にしている例が多く、何らかのメリットがあるのではないかと。したがって、一般質問を先にすることに賛成。仮に議案と重なる部分があれば、現在よりも審議しやすくなる。		○
一般質問を先にしてみてもどうか。が、順番というより、一般質問のあり方を考えるべきである。		○
現行の上越市議会の審査順序でよい	○	
現状でよい。	○	
現状どおり	○	
集計	5人	4人

意見集約の結果 ～一般質問・総括質疑に関する論点について～

通年会期制導入検討分科会

06 一般質問の重複

現状どおりとするが、通告書共有の仕組みの強化や、意識改革、答弁の簡素化などの提案もあったことから、これからも引き続き研究を進める

委員の意見	現状でよい	取組が必要
①重複の解消は大切ではあるが、よくよく聞いてみると質問の背景や視点、求める答えも違っていることもある。今まで通り、個々が判断すべきと考える。 ②テーマが重複することはそれだけ市民生活に大きく関わることであり、複数の議員が協力して政策提言も含めた「前に進めるための質問」を行うことの方が大事であると考え。	○	
一般質問はその議員ごとに独自の方向で行うことが基本であり、大方が重複するということはほぼないと考える。しかも、現在は発言通告が即刻情報共有されているので重複を避けることができる仕組みになっている。したがって、現在のやり方でまったく問題はないと考える。やり方によっては検閲にもなりかねない。	○	
議長判断で		○
現行のシステムをもう少し強化できないか。他市の事例をもう少し詳しく調べるべきか。		○
現在の流れのままで良い(ベテラン議員意見)、できれば質問の成熟度をあげるためにより議論を深めるような協議する場もあって良いのではないかと？という形が良いか研究したい(新人議員意見)	○	
重複しても違う視点からの質問はあり得るわけで、重複するからやらせないというのはいささか乱暴である。まるっきりに同じに見える質問が提出された場合は、議会事務局で指摘して、再考を促すくらいが良いのではないかと。	○	
重複解消は今後も必要、議員間で意識を持たせるように努める。		○
重複質問の答弁は簡素化。		○
出来るだけ会派内は調整すべきであるが、他会派は仕方が無いのでは。一般質問は議員の権利である。	○	
大項目が重複しても小項目などで内容が異なる場合は問題ないのでは。更に深掘りした質問になる可能性もある。	○	
非常に難しいが、理事者側から見れば負担軽減になるので一考するべきと思うが、議員が背負う部分もあり、論点を吟味して再提出も配慮してあげれば良いのではないかと。	○	
集計	7人	4人

意見集約の結果 ～一般質問・総括質疑に関する論点について～

通年会期制導入検討分科会

07 総括質疑と会派の関係

委員の意見としては、①質疑のあり方、②代表質問と会派の関係、③検証等その他の意見があり、日程の検討を中心とした通年会期の導入における議論では結論が困難であるため、議論を次の議会改革に引き継ぐ

1 総括質疑のあり方に関する意見

1. 総括質疑の定義

- 総括質疑の定義と内容が不明確であり、この点の改革が必要である

2. 総括質疑の性質

- 総括質疑は、議案に関する不明点を質す質疑であることから、会派を代表するというやり方には疑問がある。
- 総括質疑は、議員個々が持つ権限で、会派でなければできないなどという議論にはならない

2 代表質問と会派制について

1. 代表質問

- 市長の政治姿勢全般に対する質問を行うことは、市政運営を質す意味で重要であり、政策や政治姿勢を共有する会派が行うことがふさわしい。代表質問を行うこととすべき
- 総括質疑に代わるふさわしいものを検討してはどうか
- 質疑はどうしても重複するため、代表質問にしてはどうか
- 常任委員会の代表質問があってもいい

2. 会派制の意義と無所属議員

- 無所属、無会派の定義が無いことが課題
- 無所属議員の対応を明文化すれば良いのではないか。
- あらためて会派制の意義を考え、会派による代表質問にする
- 無所属議員が総括質問できる今の形を維持しなくてはならないし、同一会派から複数名が質疑を行うことも否定できない

3 その他

1. 検証・検討

- 質疑に関しては有効な改革や努力が必要。また、変更した場合も、検証し、ブラッシュアップしたり、場合によっては元に戻したり、フレキシブルにやっていくことが大事

2. その他

- 総括質疑は各会派重複することが多いため、事務局各会派の調整をお願いしたい。

05 今後のスケジュール

- これまでの委員会の議論に基づいて、今後は条例等の制定改廃に着手

制定改廃が必要な条例等	制定改廃の区分	制定改廃の概要
(仮) 上越市議会の会期に関する条例	制定	地方自治法102条の2に基づく会期の初日、定例会等を定めるもの
上越市議会基本条例	改正	通年の会期採用の趣旨、予備日に関する規定、専決処分に関する規定の新設、第5条など、通年の会期との不整合な条の整理
上越市議会定例会条例	廃止	定例会に関する規程を廃止
上越市議会会議規則	改正	会期に関する規定の整備、一事不再議、発言取消・訂正に関する規定を整備
じょうえつ市議会だより発行規程	改正	通年の会期との不整合な条の整理
上越市議会定例会招集に関する規則	廃止	(市長の規則であり、議会では廃止できないが不要となるため、行政側に通知)

- 次回会議では、条例案を提示する予定であり、条例案の点検をもって通年会期制度の最終点検を行う

第13条 議決事件

第13条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号)第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。

【逐条解説】

○ 自治基本条例第16条では、市政運営の総合的な指針として総合計画を定めることを規定しているが、総合計画のうち市政運営の基礎となる基本構想及び基本構想に基づく基本計画は議会の議決事件とされていない。そのため、条例で議決事件を定めることができるとする地方自治法第96条第2項の規定を受け、自治基本条例第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定や変更を議決事件とするため、本条を置いたものである。

【結論】 条例の改正

- 議決事件について、総合計画全体の策定及び変更を審議の対象とするよう、**議会基本条例の改正**を行
- ※ 現在、計画全体のうち審議の対象となっていないものは、「序論」及び「資料」である。

【委員の意見等】

- 議会による政策への関与を高めるため、総合計画については、基本構想・基本計画に限らず、総合計画全体を議決事件とすべく、条例改正に向けて理事者側と協議を行うべき
- 総合計画を下支えする①財政計画、②行政改革推進計画、③定員管理計画の3計画についても、基本的な考え方について将来的に議決事件とすることの研究を進めるべき
- 総合計画の所管事務調査に当たっては、十分な時間を確保した上で、委員間討議を行い、提言を行うべき

第22条 交流及び連携の推進

第22条 議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

【逐条解説】

- 本条は、議会は、先進的な政策や広域化する行政課題の解決のため、国内外の自治体議会との共通認識を図り、互いに交流、連携を推進する必要があることから設けたものである。

【結論】 提言の実施

- 政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、現在行っている他市との交流研修の際にテーマを定め、ワークショップ形式で意見交換を行う時間を確保するなど、開催内容を検討すべき。
- 当市議会が主催する交流研修において試行的に実施する。

【委員の意見等】

- 交流の目的である政策や行政課題の解決の面から見ると、現在の交流内容は不十分である。

第24条 議会図書室

第24条 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

【逐条解説】

- 第1項は、議会図書室の図書等(図書資料等)の充実により、議員の調査研修に資することで、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るために設けたものである。
- 第2項は、議会図書室は地方自治法第100条第20項の規定により一般の利用に供することができると定められているが、市民に開かれた議会とするために、誰でも利用できることを明らかにしたものである。

【結論】 提言の実施

- 専任の司書や予算の確保、資料の収集方針を定めて、議員のレファレンス等に対応できる体制を整備すべき
- 他市の先進的な図書室を研究した上で、議員のニーズ調査を行うべき

【委員の意見等】

- 事務局に置いてある議会運営に関する加除式図書を議会図書室に配置してほしい
- 司書は、ニーズに合った図書の提案も行うことができる。そうした専門職司書の配置や配架図書の充実に図ることで、議員の利用を促進することができるものとする
- 蔵書の検索をできるようにすべき